

令和7年一級建築基準適合判定資格者検定

考査 B

受 檢 地	受 檢 番 号	氏 名
	頭符号()	

問 題

次の注意をよく読んでから始めてください。

【注意】

- 全ての建築計画について、建築基準法（以下、「法」という。）、建築基準法施行令（以下、「令」という。）及びこれらに基づく国土交通省告示（旧建設省告示を含む。以下、「告示」という。）の規定に従って審査してください（建築基準法施行規則、地方公共団体の条例・規則等及び他の関係法令は考慮しないものとします。）。
- 法、令及び告示については、令和7年1月1日現在において施行されている規定に従って審査してください。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定については、令和7年4月1日現在において施行されている規定に従って審査してください。
- この問題については、検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めます（中途退出者については、持ち帰りを禁止します。）。

(建築計画 1 及び 2 について)

問題 現在、某建築士事務所により、それぞれの敷地に「建築計画 1」及び「建築計画 2」の 2 種類の略設計が行われている。それぞれの建築設計について、下記の条件のもとに、建築基準法上、適合しているかどうかを審査して、答案用紙に記入してください。

<条件>

- イ. 各建築計画における敷地等の状況及び建築物の概要は、それぞれの「略設計図」のとおりです。
- ロ. 「計画の概要」の記載数値等は、「略設計図」の数値と一致しています。
- ハ. 「計画の概要」及び「略設計図」のみによって審査し、略設計のため判定できない事項は、審査の対象外とします。

答案の書き方（答案用紙は別紙です。）

1. 上記の問題を十分に読んだうえで、答案用紙の(い)欄に掲げる審査対象項目について、「建築計画 1」の 5 項目、「建築計画 2」の 9 項目、計 14 項目を審査し、(ろ)欄には、建築基準法上、適合している場合には○印を、不適合である場合には×印をつけてください。
2. 適合している項目については、(は)欄に適合箇所及び適合となる理由を明確に記入してください。さらに、その根拠規定を(に)欄に記入してください。
3. 不適合である項目については、(は)欄において、不適合箇所がどこであるかを具体的に明示(例えば、1 階廊下)し、その不適合となる理由を明確に記入してください。さらに、その根拠規定を(に)欄に記入してください。なお、不適合であると判断する部分が 2 節所以上ある場合には、その全ての箇所について記入してください。
4. 答案用紙の審査対象項目 1 から 5、7、8、10 及び 13 については、(は)欄に、限度の定めがある場合は、許容限度と計画の数値(計算式も明記すること。)を記入し比較したうえで、適合、不適合の判定をしてください。この場合、**1つの項目に審査すべき箇所が複数存在する場合には、その全てについて検討したうえで、適合、不適合の判定をしてください。**
5. 不適合である部分を全て記入していない場合、又は、根拠規定の記入が不十分な場合には、**減点されます**。

(建築計画 3について)

問題 「建築計画 3」の構造設計について、下記の条件のもとに、以下の「設問 1」及び「設問 2」について審査して、答案用紙に記入してください。

<条件>

- イ. 建築物の構造等の概要は、「計画の概要」のとおりです。
- ロ. 「計画の概要」及び以下の「答案の書き方」に示された条件によって審査し、それらのみでは判定できない事項は審査の対象外とします。

設問 1. 構造計算書(令第 88 条の規定に基づく地震力の計算)に係る審査

設問 2. 構造計算書(令第 82 条の 6 に規定する許容応力度等計算)に係る審査

答案の書き方 (答案用紙は別紙です。)

上記の問題、「計画の概要」を十分に読んだうえで、答案用紙の「設問 1」及び「設問 2」の「審査」の項目について審査してください。その際、「設問 1」及び「設問 2」ごとに以下の留意点に従って審査してください。

<設問 1 の留意点>

1. 答案用紙の「設問 1」は、以下の項目について審査を行い、(ろ)欄に、適切である場合は○印を、不適切である場合には×印をつけてください。審査対象は、桁行方向(X 方向)のみとし、張り間方向(Y 方向)については審査対象外とします。

審査：構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査(設計用一次固有周期 T、Rt 及び 地震層せん断力 Qi)

2. **審査が必要な数値が複数ある場合には、その全てについて審査を行ってください。**(は)欄には、それぞれの数値について適切又は不適切とする理由を記載していただきますが、その判断の根拠が複数存在する場合は、その全てを明確に記入してください。また、その根拠が数値又は数式による判断である場合には、その数値又は数式も記入してください。
3. 審査に必要な数値の全てを記入していない場合、審査の理由(判断の根拠である数値又は数式を含む。)を記入していない場合には、**減点されます**。

<設問2の留意点>

1. 答案用紙の「設問2」は、以下の項目について審査を行い、(ろ)欄に、適切である場合又は適合している場合には○印を、不適切である場合又は不適合である場合には×印をつけてください。審査対象は、張り間方向(Y方向)のみとし、桁行方向(X方向)については審査対象外とします。

審査：構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査(層間変形角、剛性率Rs並びに偏心距離e及び偏心率Re)及び構造計算書の判定結果に係る適合・不適合の審査(「剛性率」及び「偏心率」の判定)

2. 審査が必要な数値又は判定結果が複数ある場合には、その全てについて審査を行ってください。(は)欄には、それぞれの数値・判定結果について、「適切である若しくは不適切である」又は「適合している若しくは不適合である」とする理由を記載していただきますが、その判断の根拠が複数存在する場合は、その全てを明確に記入してください。また、その根拠が数値又は数式による判断である場合には、その数値又は数式も記入してください。
3. 審査に必要な数値又は判定結果の全てを記入していない場合、審査の理由(判断の根拠である数値又は数式を含む。)を記入していない場合には、**減点されます**。

建築計画 1

計画の概要

a) 敷地関係(図 1 参照)

1. 敷地は、西側道路及び南側道路(法第 42 条第 2 項の規定に基づき特定行政庁が指定した道)に接しており、第一種低層住居専用地域に指定されている。また、法第 53 条第 3 項第二号の規定に基づく街区の角にある敷地として、特定行政庁から指定を受けている。
2. 用途地域に関する都市計画で定められた建蔽率及び容積率の限度は、それぞれ $\frac{4}{10}$ 及び $\frac{6}{10}$ である。
3. 都市計画で定められた建築物の高さの限度は、10 mである。
4. 法第 56 条の 2 の規定による地方公共団体の条例で指定する区域の指定はないものとする。
5. 都市計画による防火地域、準防火地域の指定はないものとする。
6. 上記以外に、特定行政庁及び国土交通大臣が行う指定等はないものとする。

b) 周囲の状況(図 1 及び 1 階平面図・配置図参照)

敷地と道路の路面の中心、隣接する宅地及び前面道路の反対側の宅地については、高低差はない。
また、道路と建築物の間には、門、塀等の工作物はない。

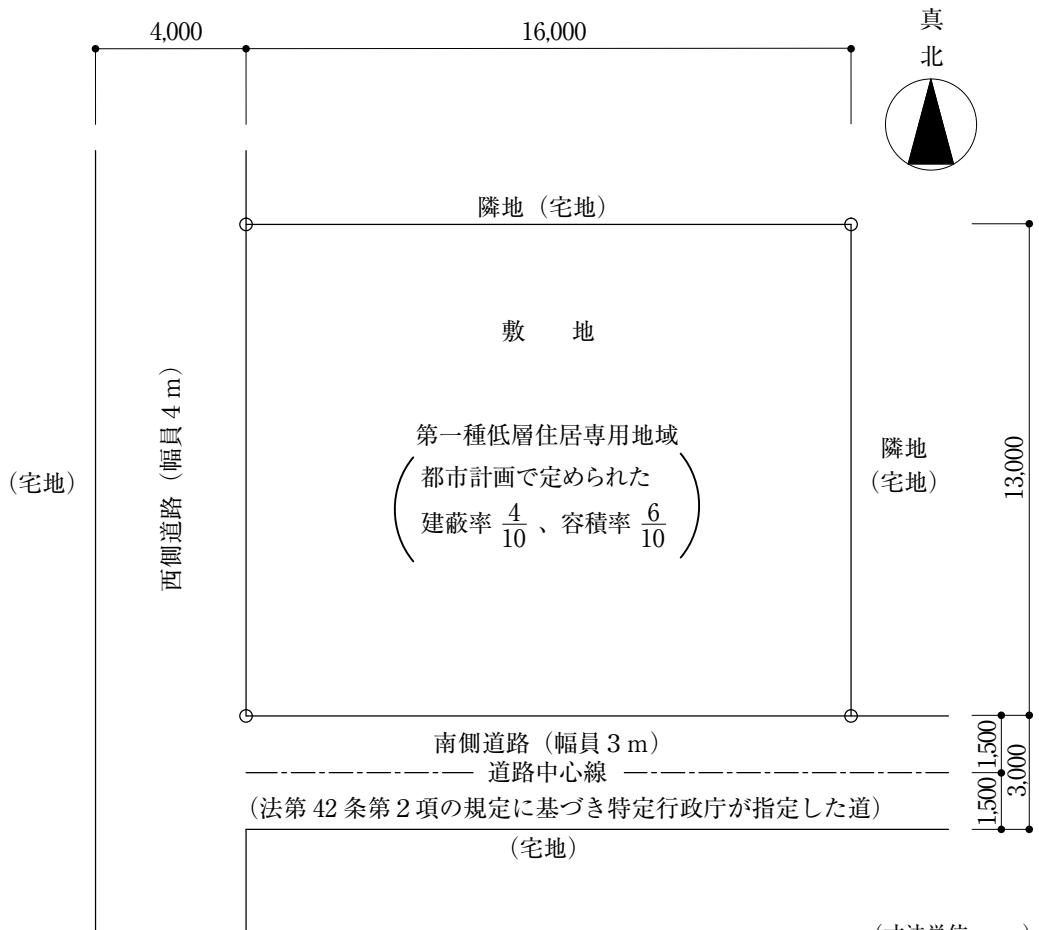


図 1 (敷地平面図)

c) 建築物の概要

1. 構造・階数

木造、地上 2 階建て

2. 用途

一戸建ての住宅

3. 各階の床面積

階	床面積
1 階	80.0 m ²
2 階	42.0 m ²
計	122.0 m ²

4. 昭和 56 年建設省告示第 1100 号第 3 第 1 項第一号による単位面積当たりの必要壁量 L_w は、以下のとおりとする。

階	単位面積当たりの必要壁量 L_w (cm/m ²)
1 階	27
2 階	24

※ 審査に当たっては、壁量基準等の見直しに係る経過措置は考慮せず、上記の値を用いることとする。

5. 1 階部分の軸組の構造の判定に用いる 1 階部分の床面積

この問題では、1 階部分の軸組の構造の判定に用いる 1 階の床面積については、84.0 m²(ポーチ部分を含む。)とする。

6. 軸組計算用の見付面積(各階の張り間(南北)方向及び桁行(東西)方向の軸組に対する見付面積から、その階の床面からの高さが 1.35 m 以下の部分の見付面積を減じた面積)

階	張り間(南北)方向の軸組に 対する見付面積		桁行(東西)方向の軸組に 対する見付面積	
	南側	北側	東側	西側
1 階	39.57 m ²	39.57 m ²	48.01 m ²	48.01 m ²
2 階	12.81 m ²	12.81 m ²	24.19 m ²	24.19 m ²

7. その他

① 柱の断面は、構造上十分な小径が確保されているものとする。

② 屋根は、金属板葺きとする。

- ③ 屋根の軒及びけらばの出は、柱(又は壁)の中心線から 2 階は 600 mm、1 階は 300 mm とする。
- ④ 火打ちは、適切な箇所に設けられているものとする。
- ⑤ 軸組は、釣合い良く設けられているものとする。
- ⑥ ポーチは、屋内的用途に供する部分ではないものとする。
- ⑦ 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分には、物置等は設けていないものとする。
- ⑧ 天空率の規定(法第 56 条第 7 項の規定)については、考慮しないものとする。
- ⑨ ホルムアルデヒドに関する有効換気量の判定を行う際には、給気口及び建具のアンダーカット(ガラリ等)は常時開放されているものとし、居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例の規定(令第 20 条の 9 の規定)については考慮しないものとする。
- ⑩ 別表の機械換気設備概要表は、ホルムアルデヒドに関する有効換気量の計算に用いるものとする。
- ⑪ 令第 2 条第 1 項第六号の地盤面は、G.L.±0 とする。
- ⑫ 特定の項目に対する「特定行政庁の許可、認定」、「国土交通大臣の指定、認定」等は、ないものとする。
- ⑬ 令第 9 条の規定については、考慮しないものとする。
- ⑭ 水平構面の剛性及び耐力は、確保されているものとする。

別表 機械換気設備概要表

階	室名等	床面積 (m ²)	平均 天井高 (m)	気積 (m ³)	換気種別	機械換気 設備の有 効換気量 (m ³ /h)
1 階	玄関	4.00	2.60	10.40	第 3 種換気方式 (自然給気及び機械排気)	
	ホール、階段	6.00	2.50	15.00		
	食堂・居間、台所 (吹抜部分を含む)	42.00	2.92	122.64		
	寝室・物入	18.00	2.50	45.00		50.00
	洗面脱衣室	4.00	2.50	10.00		50.00
	浴室	4.00	2.50	10.00		40.00
	便所	2.00	2.20	4.40		
2 階	ホール、階段	6.00	2.50	15.00		
	廊下	4.00	2.50	10.00		
	便所	2.00	2.20	4.40		40.00
	子ども室 1・物入	15.00	2.50	37.50		
	子ども室 2・物入	15.00	2.50	37.50		
計	——	——	——	321.84	——	180.00

建築計画 2

計画の概要

a) 敷地関係(図 2 参照)

1. 敷地は、北側 A 道路(法第 42 条第 1 項に規定する道路：幅員 12 m)、東側 B 道路(法第 42 条第 1 項に規定する道路：幅員 6 m)に接する長方形の敷地である。また、法第 53 条第 3 項第二号の規定に基づく街区の角にある敷地として、特定行政庁から指定を受けている。
2. 西側の隣地境界線から 19 mまでの部分は、第二種中高層住居専用地域に指定され、防火地域、準防火地域の指定はない。また、その他の部分は第一種住居地域及び準防火地域に指定されている。
3. 用途地域に関する都市計画で定められた建蔽率の限度は、次のとおりである。

第二種中高層住居専用地域	建蔽率	$\frac{5}{10}$
第一種住居地域	建蔽率	$\frac{6}{10}$

4. 用途地域に関する都市計画で定められた容積率の限度は、次のとおりである。

第二種中高層住居専用地域	容積率	$\frac{15}{10}$
第一種住居地域	容積率	$\frac{30}{10}$

5. 法第 52 条第 2 項の規定による特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域の指定はない。
6. 法第 56 条第 1 項第二号の規定による特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域の指定はない。
7. 法第 56 条の 2 の規定による地方公共団体の条例で指定する区域の指定はない。
8. 敷地面積 1,200.00 m²

b) 周囲の状況(図 2 及び 1 階平面図・配置図参照)

敷地と各道路の路面の中心、隣地の宅地(南側、西側)及び道路(北側 A 道路、東側 B 道路)の反対側の宅地については、高低差はない。また、各道路と建築物の間には、門、塀等の工作物はない。

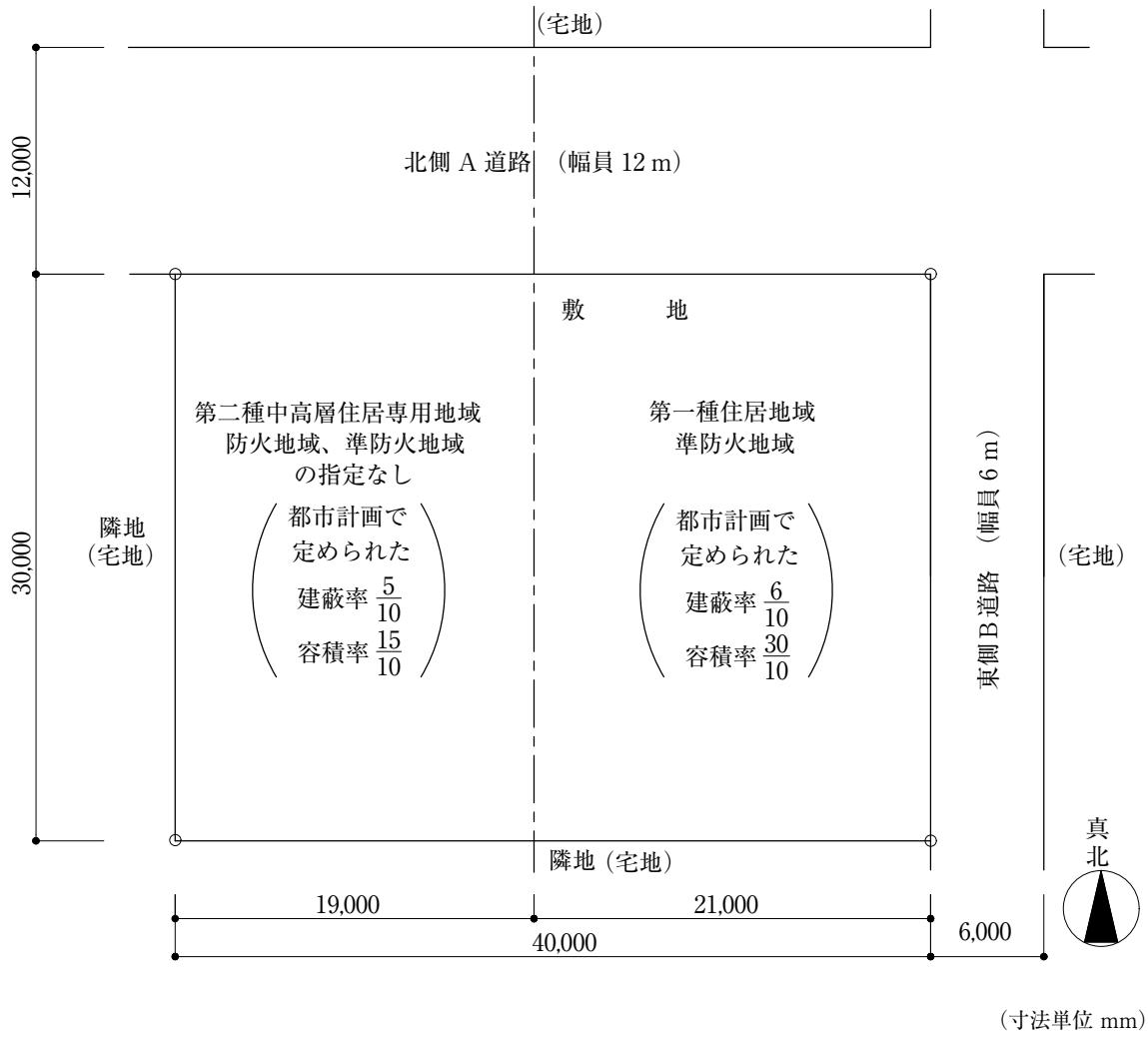


図2 (敷地平面図)

c) 建築物の概要

1. 構造・階数

鉄筋コンクリート造、地上5階建て

2. 用途

ホテル、事務所及び自動車車庫

3. 建築面積 914.50 m²

4. 各階の主たる用途、室名等、床面積及び内装仕上げ

階	主たる用途及び室名等		床面積 (m ²)	内装仕上げ	
	主たる用途	室名等		壁	天井
1 階	ホテル	風除室 1	8.00	不燃材料	不燃材料
		ロビー・ラウンジ、フロント、廊下	152.00	準不燃材料	準不燃材料
		階段室 1	18.00	準不燃材料	準不燃材料
		ごみ置場	24.00	不燃材料	不燃材料
		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
		階段室 2	18.00	不燃材料	不燃材料
		クローケ、事務室	31.50	準不燃材料	準不燃材料
		休憩室、更衣室1、更衣室2、廊下	38.50	準不燃材料	準不燃材料
		防災備蓄倉庫	9.00	不燃材料	不燃材料
		設備室	21.00	不燃材料	不燃材料
		便所1、便所2、多目的便所1	24.00	準不燃材料	準不燃材料
		小計	353.00		
2 階	事務所	風除室 2	9.00	不燃材料	不燃材料
		ホール	24.00	準不燃材料	準不燃材料
		階段室 3	18.00	不燃材料	不燃材料
		EV2 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
		倉庫 1	3.00	不燃材料	不燃材料
		小計	63.00		
	自動車車庫	ホテル利用者用	490.00	不燃材料	不燃材料
		小計	490.00		
	1階の床面積の合計		906.00		
3 階	ホテル	宿泊室(21 m ² × 2室)	42.00	準不燃材料	準不燃材料
		宿泊室(24 m ² × 1室)	24.00	準不燃材料	準不燃材料
		階段室 1	18.00	不燃材料	不燃材料
		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
		EVホール	24.00	不燃材料	不燃材料
		リネン室	9.00	不燃材料	不燃材料
		階段室 2	18.00	不燃材料	不燃材料
		廊下	46.00	不燃材料	不燃材料
		レストラン、厨房	162.00	準不燃材料	準不燃材料
		便所 5、便所 6	12.00	準不燃材料	準不燃材料
		小計	364.00		
	事務所	事務室 1	168.00	難燃材料	難燃材料
		事務室 2	112.00	難燃材料	難燃材料
		事務室 3	90.00	難燃材料	難燃材料
		会議室	28.00	不燃材料	不燃材料
		階段室 3	18.00	不燃材料	不燃材料
		EV2 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
		EVホール	9.00	準不燃材料	準不燃材料
		廊下	66.00	準不燃材料	準不燃材料
	給湯室		4.00	準不燃材料	準不燃材料
	倉庫 2		4.00	不燃材料	不燃材料
	便所 3、便所 4、多目的便所 2		38.00	準不燃材料	準不燃材料
	小計		546.00		
	2階の床面積の合計		910.00		

階	主たる用途及び室名等		床面積 (m ²)	内装仕上げ	
	主たる用途	室名等		壁	天井
3 階	ホテル	宿泊室(21 m ² × 12室)	252.00	準不燃材料	準不燃材料
		宿泊室(24 m ² × 2室)	48.00	準不燃材料	準不燃材料
		宿泊室(30 m ² × 3室)	90.00	準不燃材料	準不燃材料
		階段室1	18.00	不燃材料	不燃材料
		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
		EVホール	24.00	準不燃材料	準不燃材料
		リネン室	9.00	不燃材料	不燃材料
		階段室2	18.00	不燃材料	不燃材料
		廊下	106.00	準不燃材料	準不燃材料
3階の床面積の合計			574.00		
4 階	ホテル	宿泊室(21 m ² × 14室)	294.00	準不燃材料	準不燃材料
		宿泊室(24 m ² × 2室)	48.00	準不燃材料	準不燃材料
		階段室1	18.00	不燃材料	不燃材料
		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
		EVホール	24.00	準不燃材料	準不燃材料
		リネン室	9.00	不燃材料	不燃材料
		階段室2	18.00	不燃材料	不燃材料
		廊下	70.00	準不燃材料	準不燃材料
	4階の床面積の合計			490.00	
5 階	ホテル	宿泊室(21 m ² × 14室)	294.00	準不燃材料	準不燃材料
		宿泊室(24 m ² × 2室)	48.00	準不燃材料	準不燃材料
		階段室1	18.00	不燃材料	不燃材料
		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
		EVホール	24.00	準不燃材料	準不燃材料
		リネン室	9.00	不燃材料	不燃材料
		階段室2	18.00	不燃材料	不燃材料
		廊下	70.00	準不燃材料	準不燃材料
	5階の床面積の合計			490.00	
屋上階	ホテル	階段室2	18.00	不燃材料	不燃材料
	屋上階の床面積の合計			18.00	
合 計			3,388.00		

※1 自動車車庫は、建築物に附属する自動車車庫とする。

※2 ホテル1階の防災備蓄倉庫は、令第2条第1項第四号口の用途に供するものとする。

※3 EV1～2は、いずれも特殊な構造のエレベーターで、機械室を有しないものとする。

※4 各室等の内装仕上げの下地材料は、全て不燃材料を用いるものとする。

5. その他

- ① この建築物は、主要構造部を耐火構造とした耐火建築物である。
- ② 特定防火設備及び防火設備は、令第 112 条第 19 項第二号に定める構造のものとする。
- ③ 階段室に設けられている扉は、所定の常時閉鎖機能及び遮煙性能を有し、全て避難方向に直接手で開くことができるものとする。
- ④ 階段室には、屋内に面する壁に窓はなく、予備電源を有する照明設備が設けられているものとする。
- ⑤ EVシャフトには、所定の遮煙性能を有する特定防火設備が設けられているものとする。
- ⑥ 事務所の用途は、ホテルの用途と機能上の関連はないものとする。
- ⑦ 倉庫 1、2 については、令第 2 条第 1 項第四号ロに規定する専ら防災のために設ける備蓄倉庫に該当しないものとする。
- ⑧ 事務所部分に設ける給湯室は、居室に該当しないものとする。
- ⑨ ホテルの宿泊室は、全て居室とみなすものとする。
- ⑩ ホテルの宿泊室、事務所の事務室については、令第 116 条の 2 第 1 項及び令第 128 条の 3 の 2 に該当する居室ではないものとする。
- ⑪ レストランは、ホテルの宿泊者のみ利用できるものとする。
- ⑫ 非常用の照明装置については、令第 126 条の 4 及び令第 126 条の 5 の規定に適合するものとする。
- ⑬ 自動式のスプリンクラー設備等は、設けられていないものとする。
- ⑭ 警報設備等は、設けられていないものとする。
- ⑮ 天空率の規定(法第 56 条第 7 項の規定)については、考慮しないものとする。
- ⑯ 令第 9 条の規定については、考慮しないものとする。
- ⑰ 令第 2 条第 1 項第六号の地盤面は、G.L.±0 とする。
- ⑱ 特定の項目に対する「特定行政庁の許可、認定」、「国土交通大臣の指定、認定」等は、ないものとする。
- ⑲ 区画避難安全検証法の規定(令第 128 条の 7 の規定)、階避難安全検証法の規定(令第 129 条の規定)及び全館避難安全検証法の規定(令第 129 条の 2 の規定)については、考慮しないものとする。

建築計画 3(構造審査)

計画の概要

a) 建築物の概要

1. 用途 共同住宅
2. 構造等 鉄筋コンクリート造、地上 5 階建て、建築物の高さ 15.80 m
 - ・コンクリートの設計基準強度は、 27 N/mm^2 とする。
 - ・令第 88 条第 1 項に規定する Z の値は、1.0 とする。
 - ・令第 88 条第 2 項に規定する標準せん断力係数 C_0 は、0.2 とする。
 - ・昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 2 の関係規定による地盤の種別は、第二種地盤とする。
 - ・令第 86 条第 2 項ただし書きの規定によって特定行政庁が指定する多雪区域その他の特定の項目に関する特定行政庁による指定及び国土交通大臣による認定はないものとする。
3. 各階の構造等
 - ・各階の構造は、「構造図」の略床伏図(図 3)及び Y1 通り略軸組図(図 4)のとおりである。
なお、廊下及び階段の記載は省略されている。
 - ・各階の柱スパン並びに柱及び大梁の断面寸法は、以下のとおりである。

階	柱		大梁(X方向)		大梁(Y方向)	
	X 方向	Y 方向	幅	せい	幅	せい
R (屋上)	—	—	350	650	300	650
5	550	550	350	650	300	650
3 ~ 4	600	600	400	700	300	700
2	650	650	400	750	300	750
1	650	650	600	1,600	500	1,600

柱及び大梁の断面寸法(単位 : mm)(いずれも同一階においては、全て同一寸法とする。)

階	柱		大梁(X方向)		大梁(Y方向)	
	X 方向	Y 方向	幅	せい	幅	せい
R (屋上)	—	—	350	650	300	650
5	550	550	350	650	300	650
3 ~ 4	600	600	400	700	300	700
2	650	650	400	750	300	750
1	650	650	600	1,600	500	1,600

- ・ X 方向には、昭和 55 年建設省告示第 1791 号「建築物の地震に対する安全性を確かめるため必要な構造計算の基準を定める件」第 3 第一号イにおける耐力壁に該当する袖壁はない。
- ・ Y 方向には、耐力壁以外に、「上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結された」壁はない。

4. その他

- ① 略号(例えば「Ai」)及び用語(例えば「耐力壁」)について特段の注釈がないものについては、法令及び告示の関連規定において定めるところによる。
- ② その他、特段の注釈のない事項については、法令に抵触する事項はないものとする。

b) 構造計算書の内容(抜粋)

1. 構造計算書(令第 88 条の規定に基づく地震力の計算)

- ・令及び告示の関係規定により算出した建築物の設計用一次固有周期T、Rt、地震層せん断力Qiを計算した結果が「構造計算書(令第 88 条の規定に基づく地震力の計算)」であり、この計算書における「B.地震力」に記載された数値のうち「固定荷重と積載荷重との和wi」及び「Ai」の数値については、正しいことが確認されている。

2. 構造計算書(令第 82 条の 6 に規定する許容応力度等計算)

- ・当該建築物は、法第 20 条第 1 項第二号に掲げる建築物に該当し、昭和 55 年建設省告示第 1791 号「建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件」第 3 第一号の規定に基づいて構造計算を行っている。
- ・令及び告示の関係規定により算出した層間変形角、剛性率、偏心率を計算した結果が「構造計算書(令第 82 条の 6 に規定する許容応力度等計算)」であり、この構造計算書における「A.層間変形角」に記載された数値のうち「最大の層間変位」の数値、「B.剛性率」に記載された数値のうち「剛性率を計算する場合の層間変位」及び「剛性率を計算する場合の層間変形角」の数値並びに「C.偏心率」に記載された数値のうち「重心位置」、「剛心位置」及び「re」の数値については、正しいことが確認されている。

「構造図」(単位 mm)

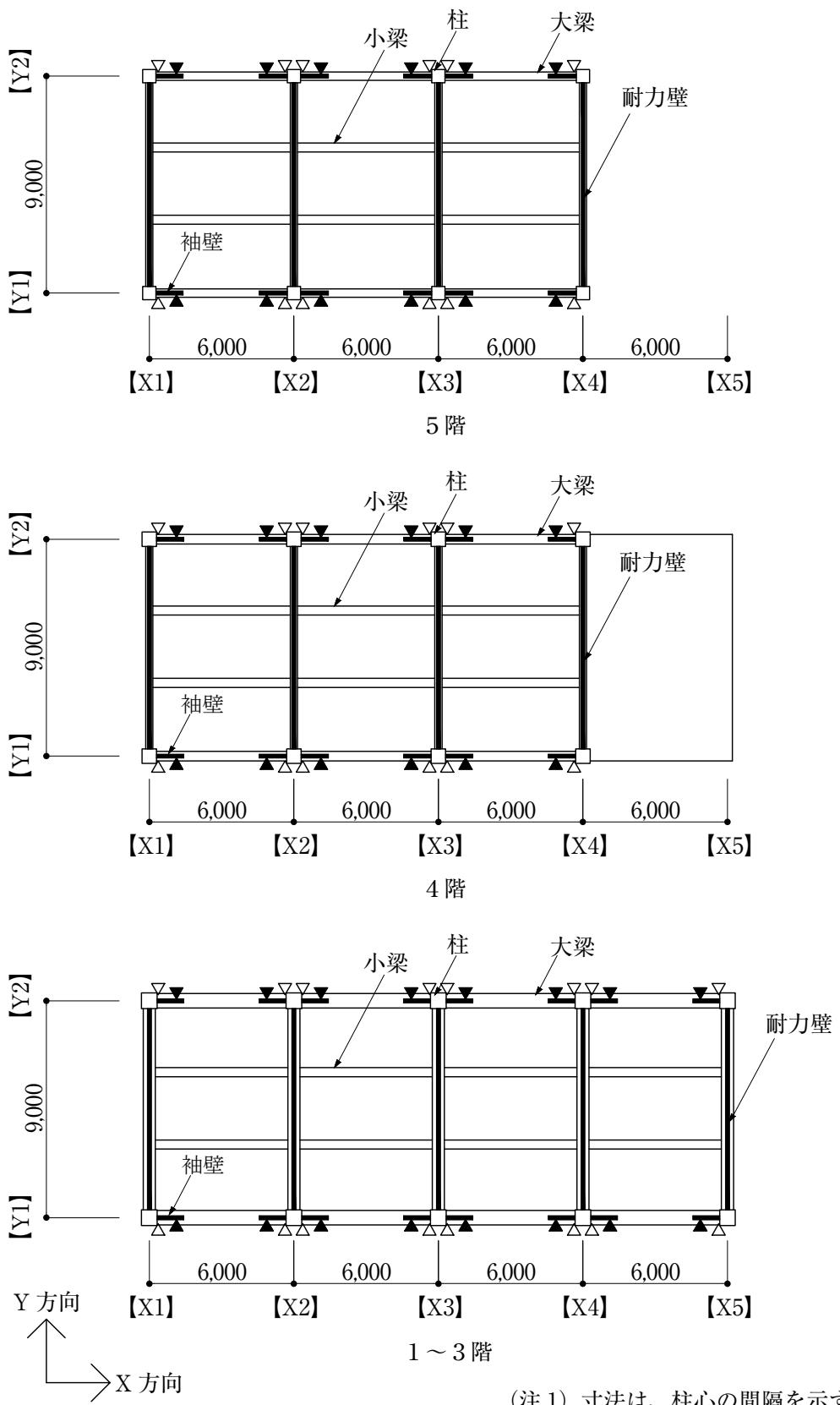


図 3 略床伏図

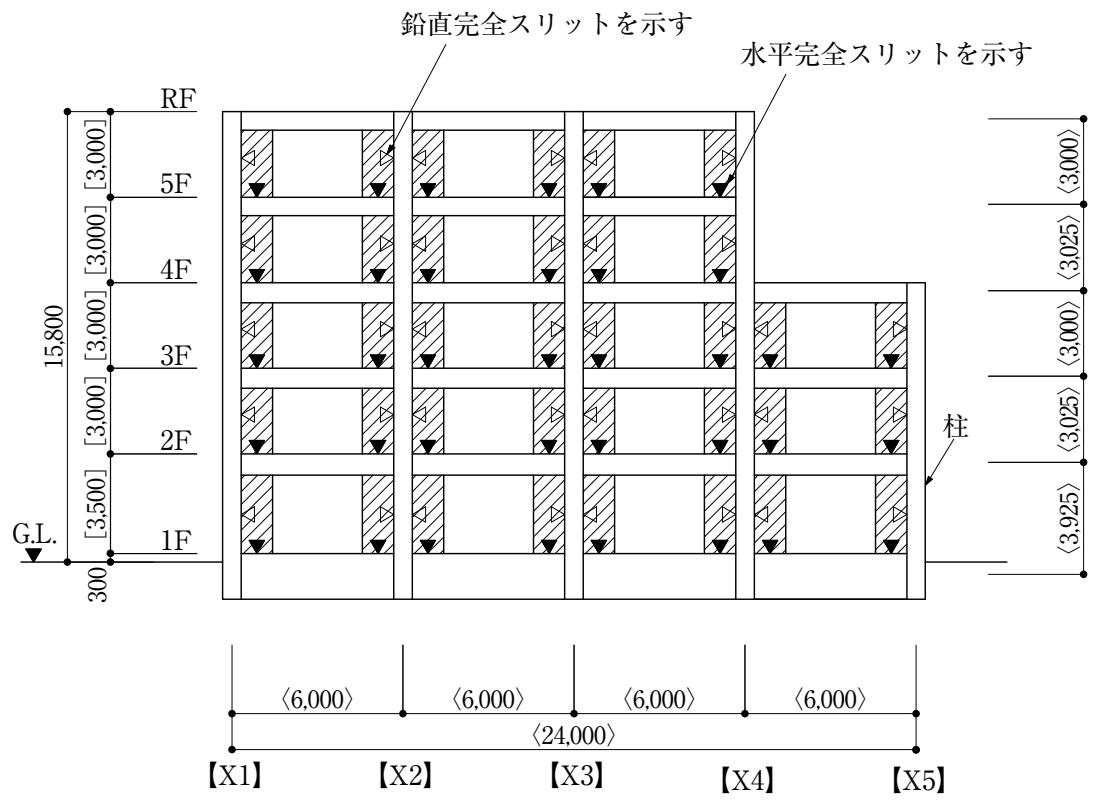
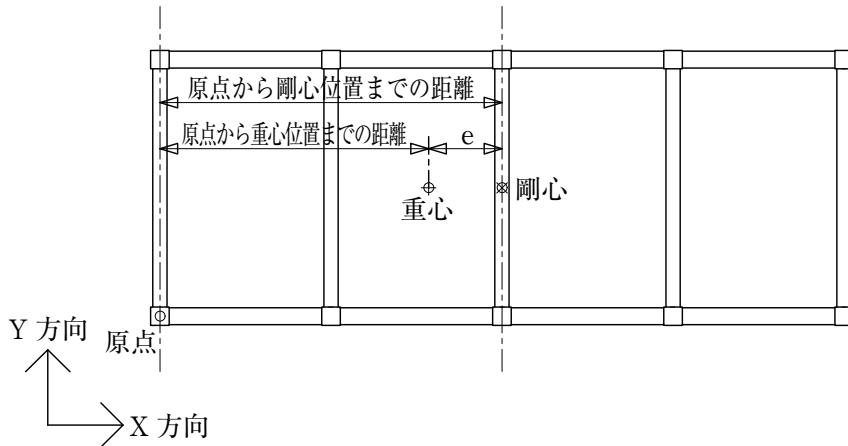


図4 Y1通り略軸組図



〈参考図（重心位置及び剛心位置の取り方）〉

「構造計算書(令第 88 条の規定に基づく地震力の計算)」

A. 建築物の設計用一次固有周期・Rt等

Z	当該建築物の地上高さ h(m)	建築物の設計用一次固有周期 T(秒)	Rt	標準せん断力係数 Co
1.0	15.8	0.474	1.0	0.2

B. 地震力

階	固定荷重と積載荷重との和 w_i (kN)	$\sum w_i$ (kN)	A_i	地震層せん断力 Q_i (kN)
5	1,680	1,680	1.806	607
4	1,950	3,630	1.478	1,073
3	2,520	6,150	1.274	1,567
2	2,650	8,800	1.126	1,982
1	2,800	11,600	1.000	2,320

「構造計算書(令第 82 条の 6 に規定する許容応力度等計算)」

(Y 方向)

A. 層間変形角

階	最大の層間変位 (mm)	階の高さ (mm)	最大の層間変形角	判定
5	0.22	3,000	1 /13,636	OK
4	0.24	3,025	1 /12,604	OK
3	0.26	3,000	1 /11,538	OK
2	0.24	3,025	1 /12,604	OK
1	0.24	3,925	1 /16,354	OK

B. 剛性率

階	剛性率を計算する 場合の層間変位 (mm)	剛性率を計算する 場合の層間変形角	剛性率Rs	判定
5	0.21	1 /14,249	0.902	OK
4	0.21	1 /14,209	0.899	OK
3	0.19	1 /15,544	0.984	OK
2	0.18	1 /16,493	1.044	OK
1	0.19	1 /18,490	1.170	OK

C. 偏心率

階	重心位置 (cm)	剛心位置 (cm)	偏心距離 e (cm)	re (cm)	偏心率Re	判定
5	900.0	966.3	66.3	692.3	0.096	OK
4	900.1	958.3	58.2	688.4	0.085	OK
3	1,006.7	1,222.4	130.4	899.4	0.145	OK
2	1,065.2	1,226.5	122.8	877.1	0.140	OK
1	1,097.8	1,215.1	117.3	862.9	0.136	OK

(注)重心、剛心の位置は、X1 – Y1 を原点としたX方向の距離を示す。

